令　和　２　年　３　月

大　東　市　議　会

特　別　議　会　議　案

提　　　出

令和２年３月３１日

## もくじ


| | | |
|---|---|---|
| 議案第３１号 | 令和２年度大東市一般会計補正予算（第１次）について---------- | １ |
| 議案第３２号 | 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について--------------------------------------------------- | １４ |
| 議案第３３号 | 大東市市税条例等の一部を改正する条例について--------------- | １７ |
| 議案第３４号 | 大東市介護保険条例の一部を改正する条例について------------- | ２７ |
| 議案第３５号 | 大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について------- | ２９ |

議案第３１号

## 令和２年度大東市一般会計補正予算（第１次）について

令和２年度大東市の一般会計の補正予算（第１次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　２２０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ　４５，９３３，０７３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月３１日提出

大東市長　　東　坂　　浩　一

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 |
| --- | --- |
| 13　繰入金 | |
| | 1　基金繰入金 |
| 歳　入　合　計 | |

（単位：千円）

| 補 正 前 の 額 | 補　正　額 | 計 |
|---|---|---|
| 1,119,684 | 220,000 | 1,339,684 |
| 1,119,684 | 220,000 | 1,339,684 |
| 45,713,073 | 220,000 | 45,933,073 |

歳　出

| 款 | 項 |
| --- | --- |
| 12　予備費 | |
| | 1　予備費 |
| 歳　出　合　計 | |

（単位：千円）

| 補 正 前 の 額 | 補　　正　　額 | 計 |
|---:|---:|---:|
| 80, 000 | 220, 000 | 300, 000 |
| 80, 000 | 220, 000 | 300, 000 |
| 45, 713, 073 | 220, 000 | 45, 933, 073 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1　総　括

（歳　入）

| 款 | 補　正　前　の　額 |
|---|---|
| 13　繰入金 | 1,119,684 |
| 歳　　入　　合　　計 | 45,713,073 |

（単位：千円）

| 補　正　額 | 計 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 220,000 | 1,339,684 | |
| 220,000 | 45,933,073 | |

（歳　出）

| 款 | 補正前の額 | 補正額 |
| --- | --- | --- |
| 12　予備費 | 80,000 | 220,000 |
| 歳　出　合　計 | 45,713,073 | 220,000 |

（単位：千円）

| 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 300,000 | | | | 220,000 | |
| 45,933,073 | | | | 220,000 | |

## 2　歳　入

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 | | 繰入金 | 1, 119, 684 | 220, 000 | 1, 339, 684 |
| | 1 | 基金繰入金 | 1, 119, 684 | 220, 000 | 1, 339, 684 |
| | | 1 財政調整基金繰入金 | 0 | 220, 000 | 220, 000 |

（単位：千円）

| 節 | | 説　明 | |
|---|---|---|---|
| 区　分 | 金　額 | | |
| | | | |
| | | | |
| 1 財政調整基金繰入金 | 220,000 | 1 財政調整基金繰入金 | 220,000 |

3　歳　出

| 款 | 項 | 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 12 | | 予備費 | 80,000 | 220,000 | 300,000 | | | | 220,000 |
| | 1 | 予備費 | 80,000 | 220,000 | 300,000 | | | | 220,000 |
| | | 1 予備費 | 80,000 | 220,000 | 300,000 | | | | 220,000 |

（単位：千円）

| 節 | | 説明 |
|---|---|---|
| 区分 | 金額 | |
| | | |
| | | |
| | | 0099 予備費 220,000<br>予備費 220,000 |

議案第３２号

## 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年３月３１日提出

大東市長　　東　坂　　浩　一

理　　　　　由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和２年政令第６９号）が、令和２年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

「第１章　総則」及び「第２章　損害補償」を削る。

第５条第２項第１号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第２号中「８，８００円」を「８，９００円」に改め、同条第３項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

「第３章　雑則」を削る。

附則第３条の４第５項第２号及び第６項並びに第４条第７項第２号及び第８項中「１００分の５」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「第５条第２項」を「第５条」に改め、同表団長及び副団長の項中「１２，４００円」を「１２，４４０円」に、「１３，３００円」を「１３，３２０円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「１０，６００」を「１０，６７０円」に、「１１，５００」を「１１，５５０円」に、「１２，４００」を「１２，４４０円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「８，８００」を「８，９００円」に、「９，７００」を「９，７９０円」に、「１０，６００」を「１０，６７０円」に改め、同表備考１中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第５条第２項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に

支給すべき事由の生じた大東市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第３３号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年３月３１日提出

大東市長　　東　坂　　浩　一

理　　　　由

地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の一部が、令和２年４月１日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

令和　　年　　月　　日
条 例 第　　　号

（大東市市税条例の一部改正）

第１条　大東市市税条例（平成３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第３６条の３の３の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とする。

第４８条第２項中「第６６条の７第４項及び第１０項」を「第６６条の７第５項及び第１１項」に改める。

第５４条第２項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第４項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第５４条第７項中「第１０条の２の１２」を「第１０条の２の１５」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「によって」を「により」に、「第４９条の２」を「第４９条の３」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　法第３４３条第５項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通

知しなければならない。

第６１条第９項及び第１０項中「第３４９条の３第１２項」を「第３４９条の３第１１項」に改める。

第６１条の２の見出し及び同条第１項中「第３４９条の３第２８項」を「第３４９条の３第２７項」に改め、同条第２項中「第３４９条の３第２９項」を「第３４９条の３第２８項」に改め、同条第３項中「第３４９条の３第３０項」を「第３４９条の３第２９項」に改める。

第７４条の２の次に次の１条を加える。

（現所有者の申告）

第７４条の３　現所有者（法第３８４条の３に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第７５条第１項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第９６条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項（法第４６９条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）」に、「第１６条の２の３」を「第１６条の２の３第２項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第９８条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第１６条の２の３第１項に規定する書類を保存して

いる場合に限り、適用する。

第９８条第１項中「第９６条第２項」を「第９６条第３項」に改める。

第１３１条第６項中「第５４条第６項」を「第５４条第７項」に改める。

第１４１条第２項中「第３４９条の３第１０項から第１２項まで、第２２項から第２４項まで、第２６項、第２８項から第３１項まで、第３３項又は第３４項」を「第３４９条の３第９項から第１１項まで、第２１項から第２３項まで、第２５項、第２７項から第３０項まで、第３２項又は第３３項」に改める。

附則第６条中「平成３４年度」を「令和４年度」に改める。

附則第６条の４中「平成３５年度」を「令和５年度」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「平成４５年度」を「令和１５年度」に、「平成３３年」を「令和３年」に改める。

附則第８条第１項中「平成３３年度」を「令和６年度」に改める。

附則第１０条中「又は法附則第１５条」を「又は附則第１５条」に改める。

附則第１０条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第５号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２６項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第２７項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第２７項第２号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第１５条第３０項第３号」を「附則第１５条第２７項第３号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第１５条第３１項第１号」を「附則第１５条第２８項第１号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第１５条第３１項第２号」を「附則第１５条第２８項第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３０項第１号イ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３０項第１号ロ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を削り、同条第１５項中「附則第１５条第３３項第１号ニ」を「附則第１５条第３０項第１号ハ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１６項中「附則第１５条第３３項第１号ホ」を「附則第１５条第３０項第１号ニ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１７項中「附則第１５条第３３項第２号イ」を「附

則第１５条第３０項第２号イ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１８項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３０項第２号ロ」に改め、同項を同条第１６項とし、同項の次に次の１項を加える。

１７　法附則第１５条第３０項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第１０条の２第１９項中「附則第１５条第３３項第３号イ」を「附則第１５条第３０項第３号イ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２０項中「附則第１５条第３３項第３号ロ」を「附則第１５条第３０項第３号ロ」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２１項中「附則第１５条第３３項第３号ハ」を「附則第１５条第３０項第３号ハ」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２３項を削り、同条第２４項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同項を同条第２４項とし、同項の次に次の１項を加える。

２５　法附則第１５条第４７項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第１０条の２第２７項を同条第２６項とする。

附則第１１条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改める。

附則第１１条の２の見出し中「平成３１年度又は平成３２年度」を「令和元年度又は令和２年度」に改め、同条第１項中「平成３１年度分又は平成３２年度分」を「令和元年度分又は令和２年度分」に改め、同条第２項中「平成３１年度適用土地又は平成３１年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第１２条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１２条の２の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３０年法律第３号」を「令和２年法律第５号」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１３条の３中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第１５条第１項中「又は法」を「又は」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「平成３２年度」を「令和５年度」に改める。

附則第２０条の２を削る。

附則第２０条の３（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同条を附則第２０条の２とする。

附則第２０条の４（見出しを含む。）中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同条を附則第２０条の３とし、同条の次に次の１条を加える。

（法附則第１５条第４７項の都市計画税に係る条例で定める割合）

第２０条の４　法附則第１５条第４７項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第２１条の前の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第２１条の２から第２３条までの規定中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第２４条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第２４条の３及び第２５条中「平成３２年度」を「令和２年度」に、「第１９項」を「第１８項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第２８条中「、第１９項、第２１項から第２５項まで、第２７項、第２８項、第３２項、第３６項、第４０項、第４３項から第４５項まで若しくは第４８項から第５０項まで」を「から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」に、「第３４項」を「第３３項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第２９条の見出し中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条中「平成３０年法律第３号」を「令和２年法律第５号」に改める。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第２条　大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち、大東市市税条例第２４条第１項第２号の改正規定中「又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１，２５０，０００円」を「、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が１，３５０，０００円」を「１，２５０，０００円」を「１，３５０，０００円」に改める。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第５号中「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第７号中「平成３３年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第９号中「平成３４年１０月１日」を「令和４年１０月１日」に改める。

附則第２条第１項中「平成３１年度」を「令和元年度」に改め、同条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改める。

附則第６条中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改める。

附則第８条第１項中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第２項中「平成３２年１１月２日」を「令和２年１１月２日」に改め、同条第３項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改め、同条第４項及び第５項中「３２年新条例」を「２年新条例」に改める。

附則第１０条第１項中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第２項中「平成３３年１１月１日」を「令和３年１１月１日」に改め、同条第３項中「平成３４年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改め、同条第４項及び第５項中「３３年新条例」を「３年新条例」に改める。

附　則

（施行期日）
第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　新条例第３６条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用する。

３　新条例第３６条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　新条例第５４条第４項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

３　新条例第５４条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４　新条例第７４条の３の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

５　平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

６　平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第３３項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

７　平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第

１５条第４０項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

２　平成２８年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された旧法附則第１５条第４０項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

３　施行日から規則で定める日までの間における新条例附則第２８条の規定の適用については、同条中「、第４７項若しくは第４８項」とあるのは、「若しくは第４７項」とする。

（大東市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第５条　大東市市税条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第２項第３号中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改め、同条第１３項中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第１４項の表第５項の項中「平成３１年１０月３１日」を「令和元年１０月３１日」に改め、同表第６項の項中「平成３２年３月３１日」を「令和２年３月３１日」に改める。

（大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第６条　大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年条例第７号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第３号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条中「３１年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第４条第１項中「３１年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第２項中「３１年新条例」を「元年新条例」に、「平成３２年度」を「令和２年度」に、「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

第７条　大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成２９年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第１条第２号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改める。

附則第２条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

第８条　大東市市税条例等の一部を改正する条例（平成３１年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第２条及び第３条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

附則第４条中「平成３１年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第５条中「平成３１年度」を「令和元年度」に改める。

議案第３４号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年３月３１日提出

大東市長　　東　坂　　浩　一

理　　　　　由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和２年政令第９８号）が、令和２年４月１日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号

第１条　大東市介護保険条例（平成１８年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３１年度」を「令和２年度」に改め、同項第１号中「２８，７１０円」を「２２，９６８円」に改め、同項第２号中「４７，８５０円」を「３８，２８０円」に改め、同項第３号中「５５，５０６円」を「５３，５９２円」に改める。

第２条　大東市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第４条第１項第６号ア中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の第４条第２項の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第３５号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和２年３月３１日提出

大東市長　　東　坂　　浩　一

理　　　　　由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第１０９号）が、令和２年４月１日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

令和　　年　　月　　日
条　例　第　　　　号

第１条　大東市国民健康保険税条例（平成３年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２号中「２８０，０００円」を「２８５，０００円」に改め、同条第３号中「５１０，０００円」を「５２０，０００円」に改める。

第２条　大東市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第４項及び第５項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

| 印刷物番号 |
| --- |
| ３１－９４ |